

内閣府からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
789	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しく、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	兵庫県 内閣府、文部科学省、厚生労働省	【共同提案】 京都市、大阪府、和歌山县、鳥取県、徳島県	C 対応不可	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされています。	以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。 ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定の之外であることを特徴とする新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに応じる保育力量を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫しないこと
953-1	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和と緩和。地方の基準に応じた制度とすること	人口減少の課題を抱いた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実際に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべ。	「平成26年度保育緊急確保事業補助金の国庫補助について」(H26.5.29) 政府共生第383号 内閣府事務次官通知 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」 (H26.4.1厚生労働省発履児0401第15号厚生労働事務次官通知)	内閣府、厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	『地域子育て支援拠点事業』 提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同様の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収入活用し、「質の拡充」「質の改善」を行なうこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。 なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の「子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の事業として、消費税財源を投入し、「質の拡充」「質の改善」を図ることとしている。	『地域子育て支援拠点事業』 同様にあらかじめ、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても拡張されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考える。 なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないとあり、週3日以上開設ではなくて週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員を専任者2名まで必要ない考え方、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で業務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。 補助基準額は非常に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。
953-2	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和と緩和。地方の基準に応じた制度とすること	人口減少の課題を抱いた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実際に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべ。	「平成26年度保育緊急確保事業補助金の国庫補助について」(H26.5.29) 政府共生第383号 内閣府事務次官通知 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」 (H26.4.1厚生労働省発履児0401第15号厚生労働事務次官通知)	内閣府、厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	『地域子育て支援拠点事業』 提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同様の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収入活用し、「質の拡充」「質の改善」を行なうこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。 なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の「子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の事業として、消費税財源を投入し、「質の拡充」「質の改善」を図ることとしている。	『地域子育て支援拠点事業』 同様にあらかじめ、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても拡張されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考える。 なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないとあり、週3日以上開設ではなくて週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員を専任者2名まで必要ない考え方、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で業務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。 補助基準額は非常に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

内閣府からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
789	保育所型認定こども園の規制に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園の規制に規定されている認定の有効期間の廃止すること。	保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委する、又は条例による補正を許容るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。 ○ 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。 ○ 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上で、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。	C 対応不可	幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることにより、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子どもの利用が制限されるおそれがないなどは言い切れないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後、その実態等を踏まえ、対応の可否を検討することとしている。	
953-1	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の事情に応じた制度とすること	放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人數要件の撤廃を行うべき。 また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行なうべき。	【全国市長会】 <地域子育て支援拠点事業にに関して> 地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱するとのないよう十分な検討を求める。 <放課後児童クラブに関して> 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。	○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要なとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。 ○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。	C 対応不可	『地域子育て支援拠点事業』 ○ 地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業でという位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。 ○更に開設日数要件を緩和した場合、 ①本事業の位置づけが変わってしまうこと ②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うことが求められている中で、異なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるもので、実質的な事業の充実につながらないとといった問題がある。 『放課後児童クラブ』 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、量的拡充・「質の改善」を図ることとしている。 小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つであると考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。	
953-2	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の事情に応じた制度とすること	放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人數要件の撤廃を行うべき。 また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行なうべき。	【全国市長会】 <地域子育て支援拠点事業にに関して> 地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱するとのないよう十分な検討を求める。 <放課後児童クラブに関して> 提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。	○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要なとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。 ○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。	C 対応不可	『地域子育て支援拠点事業』 ○ 地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業でという位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。 ○更に開設日数要件を緩和した場合、 ①本事業の位置づけが変わってしまうこと ②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うことが求められている中で、異なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるもので、実質的な事業の充実につながらないとといった問題がある。 『放課後児童クラブ』 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。 小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つであると考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
296	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年内」と記載しているものを、複数年とすることができるようにする。	【支障事例】 応急借上げ住宅（いわゆる「みなし仮設」）は、被災者（入居者）、市町村（受付窓口）、都道府県（責任人）、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となる。 特定非常災害の場合は、2年を超える場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、併し期間の延長は1回につき1年内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。 「応急借上げ住宅（みなし仮設）」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急建設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物に対するものから、1年を超える期間の延長を認めても、安全上、防火力及び衛生上の問題は生じないのでないかと考える。 みなし仮設の供与期間の延長については、東日本大震災の被災者市営住宅（みなし仮設と位置付け）において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行なう必要がある。	災害救助法第4条、建築基準法第85条、 特定非常災害の被 害者権利利益の保 留全等を因るたま る特別措置に関する 法律第8条	内閣府 京都市	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間については、被災により住家が全壊等するなどして、住家を失った被災者に対して応急的・一時的に仮住まいの現物貸付を行うものであり、その提供期間についてには原則2年とされている。 東日本大震災で設置した応急仮設住宅については、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を因るための特別措置に関する法律第8条に基づき、被害や復旧の状況等を勘案して、1年を超えない期間毎に延長を行うことが可能となっている。 東日本大震災においては、災害が大規模かつ広域に発生したことから、建設型仮設住宅のみならず、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅等の公的な住宅の活用など、様々な種別の住宅を提供していくところであるが、これらは被災者の住まいである応急仮設住宅として提供しているのであり、延長に当たっては、住宅の種別に關係なく一律で対応すべきものであるとか、借上げ型の仮設住宅についても、建設型仮設住宅に準じた取り扱いをしている。	本市としては、東日本大震災において、被災自治体が応急仮設住宅として「応急借上げ住宅（みなし仮設）」を積極的に活用する一方で非常に大きな事務負担が生じたことを踏まえ、「応急借上げ住宅（みなし仮設）」に限らず、今後の災害対応で支障があると想定される事項について提案したものである。 応急仮設住宅の供与期間については、被災者側の住宅の安定確保、精神的安心感や経済的負担といった観点からして、御指摘のとおり、住宅の持続可能なくわしくは、特に借上げをすることについて御理解あるものである。について、建設型の応急仮設住宅の取扱いそのものの変更など、改めて課題や配慮すべき事項などを整理し検討する必要があるものと考えるが、提案の趣旨を御理解いただき、住宅の種別に関係なく、応急仮設住宅の供与期間の複数年決定について、検討を進めていただければと考える。		
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯11いる。（H26.4調査） 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間（災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第1項に定める期間）であり、「特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特設措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」による延長が可決されなかった。 しかし、九州北部豪雨災害は指定されたばかりではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できる制度ではない。 【参考】 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れることがないとの意見が多い。 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れることがないとの意見が多い。 入居者は農業従事者や高齢者が少なく、公営住宅も不足している状況である。また、家賃が高く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限までに退去が難しい。 入居期間が延長されば、自宅再建までの間の仮住まいを探さず必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少くなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行なう上で、住戸として提供する。なお、被災者生活再建支援法による算定支援金の申請期間は37ヶ月以内である。	災害救助法第4条、 災害救助法による 災害の程度、方法 及び期間並びに実 費弁償の基準第2 条第1項第2号のト 建築基準法第85条	内閣府、国土 交通省 九州地方知 事会	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災市に対してできるだけ早く戸数を提供する必要性や安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等とする要請を考慮して、建築基準法に基づいて、災害時に建設された応急仮設建築物と、特定行政庁の許可を得て、延長2年5ヶ月間過造な建築物として存続が認められるこれから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間について、最長2年5ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行なうなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行なうことかが必要である。	平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期限後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を現在実施しているところである。これは、建築基準法に適合するように改修を行なうので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。 しかし、今年8月に過去に困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅に入居予定が世帯あり、さらに1年以内に自宅を再建できる世帯も少数世帯が見込まれている。 基礎改修にかかる費用は財政負担が伴うが、短期間に延長のため多額の費用を費やすのは費用対効果の面から合理性に欠ける。 そこで、阿蘇市は本市である阿蘇市に「再建支援住宅」として改修していただくことになったが、今後は基礎改修後の住宅の管理の問題も出てくる。 そこで、特設非常災害で認められている仮設住宅の1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直してほしい旨提案を行なったものである。（仮設住宅としての規模、品質等は、災害の規模にかかわらず同程度である。）		
108	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄は、都道府県の知事又は指定都市の市長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	【支障事例】 特許非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の市長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、他の具体的な活動実態を十分把握できているとはいえない。本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・僵直化する傾向にある。 また、都道府県のよう法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、各団体の顔が見えられないほか、団体や法人に関する情報が県のHP等を通じて断片的に団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。 ●制度改正による効果● ・権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報の一元・対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となるNPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。 また、相談・申請等に対応する上で、本市職員のNPO法や協働に関する知識の習得、「協働意識の醸成」等が一層図られることを期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。 さらに、各団体の特性を活かしたマッチング（連携）事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報収集・把握にかかる時間が不要となり、機会を逸すことなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。	特定非営利活動促進法第9条	内閣府 金沢市	E 提案の実現に向けて 対応を検討	●特定非常災害促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議論立法により行われておらず、現行法においては、特定非営利活動法人の所轄庁は都道府県及び指定都市とされている。 ●全国43市の中央市（平成26年4月1日現在）における法の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中央市の意見とは言い難いのではないか。 ●なお、現行法においても、都道府県が事務処理特例を定める条例により、市町村に権限を移譲することが可能であり、移譲先の市町村それぞれの区域内のみに事務所を設置する法については、地域の実情に応じた都道府県の判断による権限移譲の結果、移譲先の市町村が事務を担当することができる。	・個々の地方公共団体の発意に応じた提案も対象となることから、金沢市の実情を勘案し、単独で提案したものである。 ・現行制度においては、都道府県の主導的な判断により、事務処理特例を定める条例が改正されることが必要となっており、特定非営利活動法人の所轄を希望する市の意向が十分に反映される仕組みになっているとは言い難い。 ・また、同法人の所轄事務については、より住民に身近な自治体を扱うこと、市民協働のまちづくりに資すると考えられることから、事務処理特例による対応ではなく制度改正による権限委譲を図ることが望ましいと考えている。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答
			意見	意見		
290	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年内」とされているものを、複数年とすることができるようになります。	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようになります。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<p>○ 平成26年8月に発出された「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」中間取りまとめにおいて、下記の通り災害救助法など法制面を含めて更なる検討を行ふ、応急仮設住宅等のあり方を見直すこととしている。この報告に基づき、さらに検討を行う場において、本要望の応急仮設住宅の入居期間の延長についても検討課題の一つとして取り上げていただきたい。 ※被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会 中間取りまとめ(抜粋)</p> <p>○ 今後の検討課題</p> <p>-2.(1)やに記したとおり、被災者の住まいの確保策について、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されています。その中には、応急仮設住宅等による借地の方などを含めて多くの被災者が仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援が実施されるようにしていくべきである。</p> <p>○ その検討に当たっては、有識者に加え、被災者の住まいの支援に関わっている地方公共団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見にしっかりと耳を傾け、被災者の立場に立つ、全体として支援策が充実・強化される仕組みとしていくことが重要であることに留意されたい。</p> <p>○ 同取りまとめにおいて、「内閣府『防災』において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていくことを期待する」旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにされたい。</p> <p>○ その上で、いわゆる応急借上げ住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係自治体の負担を軽減するためにも、延長期間の特例を柔軟に設定されるよう見直すべきではないか。</p> <p>○ 一般の応急仮設住宅についても、一定の基礎工事等により恒久住宅とする案が示されているが、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、建築そのものの質の向上や昨今の災害被災の甚大化傾向等も踏まえ、一定の条件の下に入居期間を弾力化することで検討すべきではないか。</p>	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間については、建築基準法の特例として、応急仮設建築物として適法に存続する最長2年3ヶ月を期限としているところであり、この期間をさらに延ばすことは困難である。</p> <p>また、死者、行方不明者、負傷者等が多数ある。住宅の倒壊等が多数である等の「著しく異常に激甚な非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では恒久住宅の確保が著しく困難であると見込まれる等のために、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」に基づき、応急仮設住宅の提供期間を2年を超えない範囲内で延長する特例が認められているものであり、この期間をさらに延ばすことは困難である。</p> <p>なお、被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を除く災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付と並んで応急仮設住宅等による恒久住宅への移行を図ることとするなどが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考慮すべきことなどが述べられている。今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めた新たな検討を行ふことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべきとの現行の枠組みに沿わなければならない技術的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していただきたいと考えているところ。</p>
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっており、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようになります。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<p>○ 平成26年8月に発出された「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」中間取りまとめにおいて、下記の通り災害救助法など法制面を含めて更なる検討を行ふ、応急仮設住宅等のあり方を見直すこととしている。この報告に基づき、さらに検討を行う場において、本要望の応急仮設住宅の入居期間の延長についても検討課題の一つとして取り上げていただきたい。 ※被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会 中間取りまとめ(抜粋)</p> <p>○ 今後の検討課題</p> <p>-2.(1)やに記したとおり、被災者の住まいの確保策について、東日本大震災を受け様々な課題が指摘されています。その中には、応急仮設住宅等による借地の方などを含めて多くの被災者が仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援が実施されるようにしていくべきである。</p> <p>○ その検討に当たっては、有識者に加え、被災者の住まいの支援に関わっている地方公共団体、民間事業者などを含め、多くの関係者の意見にしっかりと耳を傾け、被災者の立場に立つ、全体として支援策が充実・強化される仕組みとしていくことが重要であることに留意されたい。</p> <p>○ 同取りまとめにおいて、「内閣府『防災』において、関係省庁等と連携しながら、速やかに必要な対応を行っていくことを期待する」旨記載されているが、検討や対応のスケジュールを明らかにされたい。</p> <p>○ その上で、いわゆる応急借上げ住宅については、今回の東日本大震災のようなケースについて被災者や関係自治体の負担を軽減するためにも、延長期間の特例を柔軟に設定されるよう見直すべきではないか。</p> <p>○ 一般の応急仮設住宅についても、一定の基礎工事等により恒久住宅とする案が示されているが、コスト面や被災者の精神的負担等の問題もある。むしろ、建築そのものの質の向上や昨今の災害被災の甚大化傾向等も踏まえ、一定の条件の下に入居期間を弾力化することで検討すべきではないか。</p>	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅は、災害により住家を全壊した被災者に対して当面の仮住まいを提供するものである。その提供期間については、建築基準法の特例として、応急仮設建築物として適法に存続する最長2年3ヶ月を期限としているところであり、この期間をさらに延ばすことは困難である。</p> <p>それに対応できない場合の場合は、災害公営住宅の提供等による恒久住宅への移行についても、その提供期間(最大2年3ヶ月)中に進行していくこととなるのである。それで対応できなかった場合の取扱いとして、住宅の基礎建物への追加工事等により建築基準法規則に規定に適合させることができない場合に該当するなどとされ、その結果、被災者に対する恒久住宅への移行が不可能となるところがあり、この枠組みを活用して対応していくべきである。</p> <p>また、死者、行方不明者、負傷者等が多数ある。住宅の倒壊等が多数ある等の「著しく異常に激甚な非常災害」が発生した場合には、災害救助法に基づき提供される応急仮設住宅の提供期間内では恒久住宅の確保が著しく困難であると見込まれる等のために、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」に基づき、応急仮設住宅の提供期間についての特例を認められており、その趣旨に照らせば、同法に基づく特例の対象を地域の実情に応じて判断するなどは困難である。</p> <p>なお、被災者に対する国の支援の在り方にに関する検討会の中間取りまとめにおいては、被災者に対する住まいの確保のあり方について、「応急仮設住宅を除く災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とともに応急仮設住宅等による恒久住宅への移行を図ることとするなどが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考慮すべきことなどが述べられている。今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めた新たな検討を行ふことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべきとの現行の枠組みに沿わなければならない技術的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していただきたいと考えているところ。</p>
108	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄市は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、これに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	事務所の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことをすべき。	【全国市長会】 提案内容について、多くの中核市が市民協働の推進の観点から、この必要性は認識しており、既に一部の市では事務処理の特例条例によって、権限移譲を実行しているところもある。	<p>○ 事務所の所在地が中核市にあり、活動範囲も中核市内及びその周辺地域であるならば、所轄庁権限を中核市へ移譲することにより、NPO法人にとってより身近な場所で手続き等を行うことができ、中核市も自らの市内に所在を置くNPO法人の実態を把握でき、両者にメリットがあると考える。手擧げ方式も含め、移譲につき検討されたい。</p>	<p>●特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所掌しているものの、その性格から、原則に閣議することはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされており、内閣官邸としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。</p> <p>●全国43市の中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、全国市長会において「都道府県が担うとの必要性も小さくないため、全中核市への一律移譲については、慎重な考え方もある」という意見と承知している。</p> <p>●全国知事会が市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき」という意見と承知している。</p> <p>●現行法の都道府県の事務処理特例条例による市町村への権限移譲は、都道府県と市町村の指揮を経て権限移譲が行われており、実質的には、市町村からの手擧げ方式と同様のものとなっていると考えられる。中核市への移譲については、全国における移譲の実績等を見た上で検討すべきではないか。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
632	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超える法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年で経過した法人も申請できるとされるが、今後も設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	【支撑・制度改正の必要性】認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000万円以上の寄附者の割合が年平均100人以上とした PST基準を満たす必要があるため、この基準が要件となっていてない仮認定制度を利用することで、多くの寄附者は始めたいたり、支障を抱え活動を充てていくうとする特定非営利活動法人にとっては、重要な制度と言っている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第69条第2号の規定により、設立の日から5年を超えていたり、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請できるが、仮認定特定非営利活動法人制度を利用して法改正を求めていた。仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えていたり、仮認定申請であっても、基準を満たす運當に到達するまである程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。【県の状況】仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人 現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人	特定非営利活動促進法第59条第2号	内閣府	長崎県	E 提案の実現に向けて対応を検討	●特定非営利活動促進法における仮認定制度は、スタートアップ支援のために設けられた特例制度であり、設立後5年以内の法人、すなはち設立間もない法人や新規法人などとが競争的に入札して、PST基準をクリアしながらも、3年間認定法人並みの税制優遇を受けられるというものであり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象することは、やはりスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。 ●ただし、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきており、本法律附則第19条において、「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を過ぐとして、(中略)検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えられ、その中で検討課題となり得るものと考える。	認定NPO法人に移行するための条件整備となる本制度は、大変有効な制度であり、仮認定法人（期間は3年間）の更新を認めないとすることを考えると、法人設立後のスタートアップ支援という観点を緩め、広く認定法人への適用範囲も広げたいと考えるが、これが競争的に入札の法にあって、PST基準をクリアしながらも、3年間認定法人並みの税制優遇を受けられるというものであり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象することは、やはりスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。 一方、当県の状況にあるが、現行制度の真似によって、より信頼性を持った公益性のある法人が育成され、NPO法人の市町等からの寄附促進の競争がより激烈化されることもあり、地域づくりに繋がる。そこで、制度見直し検討の際には、検討課題の一つとしてあげていただきたい。 なお、今回の提案は、「NPO法人設立（認定）から5年を超えない」という条件の緩和（撤廃）を求めるものであるが、本要件緩和の経過措置期間を延長して、さらに仮認定の進展状況を把握しながら、緩和についての判断を行うということも一つの対応として考えられる。
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」とは、自然体験活動を基盤にした子育て・保育や乳幼児期教育の統称で、国内でも注目を見ているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組みにないため、市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条）において、広がりのあるもの「森のようちえん」に入所する児童が計上され、保護者のニーズ等が現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支援が生じた。 地域子ども・子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定めた「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基盤にした子育て・保育や乳幼児期教育の統称で、国内でも注目を見ているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援新制度の枠組みにないため、市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条）において、広がりのあるもの「森のようちえん」に入所する児童が計上され、保護者のニーズ等が現状を踏まえた総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支援が生じた。 地域子ども・子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援法第59条に定めた「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	子ども・子育て支援法第59条、61条（児童福祉法第6条）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。	現在活動中の「森のようちえん」は、施設基準などによって、現行の対象要件を満たさないことがある部分である。全国的にみると「森のようちえん」は年々増加しており、現在、40都道府県で130以上の団体が活動している。 当県では今後、認定制度を創設して、「森のようちえん」制度の普及・確立をめでているところであるが、一方で基準を満たしない保育施設は少なくなる。 また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が選定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要であり、国庫が投与される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた全国的に普及している事業が対象となっている。
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	【支撑事例等】国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣域へ建物を拡張（増設）する計画の申し出があったが、隣地を買付申請することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存企業の工場敷地や地番指定しているため、工場を指定地帯以外へ拡大する場合は、新たに同事業者手掛ける場合が、制度の改正により、区域外に拡大する場合である。	【制度改正の必要性】このため、区域指定の段階では市町区町の指定とするよう運用を見直す。	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法規施行規則第8条第1項	内閣官房、内閣府	三重県	E 提案の実現に向けて対応を検討	総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国経済をけん引することができる期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持つうる環境を販造し、規制的特例措置等の政策を集中的に推進し、支援を行う必要があることから、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としている。 したがって、市町区町での指定について相談があつた際には、区域設定の根拠となる上記の考え方を踏まえ検討する。	一

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
632	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長	特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。	【NPO法人新認定制度について(平成23年5月24日 全国知事会)】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 本年度予定の附則第10条に基づく検討においては、仮認定NPO法人の申請状況等を踏まえ、第59条で規定している仮認定申請が可能なNPO法人の設立後経過年数の附則第1条で規定している設立後経過年数に係る経過措置の対象について検討された。 ○ 特別附則第7条の規定では、前回の改正時点で設立済みであったNPO法人にも仮認定申請の対象となるための経過措置が3年間に限り置かれている。しかし、新設団体の場合には法第59条で5年間の猶予があるのに対し、既存の法人には仮認定の制度が創設されて3年間しか猶予がないのは不均衡であることから、この経過措置の見直しについて検討されたい。	E 提案の実現に向けて 対応を検討	● 特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から、制度に関わることはこれまで全く議員立法で制定・改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。 ● 仮認定制度は設立期間ない法人に対するスタートアップ支援として導入された制度である。設立後5年超の法人も仮認定申請の対象法人とする経過措置が設けられた経緯としては、NPO法人側から3年間に限りすべての法人を対象にしてほしいという要望を受けて、NPO議員連盟で議論した結果によるものである。この経過措置を延長するかどうかについてはまさに制度に関わるものであり、次期通常国会に向けてNPO議員連盟を中心として国会で議論されるものと考えているが、再検討の視点については問題提起してまいりたい。	
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実現できるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の基準で必要な要素を考慮する事業を組み込むことが出来るように、対象要件を緩和する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 「魅力あふれるまちづくり、ひとづくり、しごとづくりを進めることにより、人口減少を食制し、元気で豊かな地方の創生を全効力を挙げる」に加え、「今内閣の基本方針」に沿っていることによって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることも含め、積極的に検討願いたい。		C 対応不可	○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されており、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要となるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、全国的に普及しており、法令上位置づけられた事業が対象となっている。 (参考 地域子育て支援拠点事業:1.446市町村) ○ また、「森の幼稚園」の取組みを国庫補助の対象とするためには、所要の追加財源が必要となる。	
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の適用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう運用を見直す。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、特区の指定範囲の拡大については、地域の事情を十分に参照した上で、迅速に対応していただきたい。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	提案団体は回答について容認しており、市町区域での指定について相談があつた際には、第1次回答で示した区域設定の根拠となる考え方を踏まえ対応する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
350	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の用途において轉り外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。また、総合特区を構成する複数の役員としてではなく、各総合特区に分配していただき、その中の特区目標実現ための事業に、彈力的に活用できることとしていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>総合特区推進調整費は、関係府省が所管する予算制度により重点的に総合特区への財政支援を行うことを前提として、年度途中に規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた事業について、関係府省の予算制度による支援では足りない場合に機動的に補完するものであり、総合特区の先駆的な取組を進め上で効果的な制度である。</p> <p>仮に、総合特区推進調整費を、各総合特区に枠配分し、地域の判断で自由に活用できる予算制度にした場合、上記のような年度途中の事由に伴う要望に対応できなくなる。現行制度と全く別の制度になることに留意する必要がある。</p>
392	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などに同様に、初回目無し計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	<p>関係府省の予算制度が複数年計画の事業を対象とするものであれば、総合特区推進調整費を活用する場合であっても、当該予算制度に則って執行されることから、当該府省において複数年計画を踏まえたでの採択判断がなされる。</p> <p>この場合の採択判断は、前述のとおり、次年度の事業支援に必要な予算について、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保することを前提としていることから、御見解への対応は制度上可能となっている。</p>
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の経緯等の届出制度の明文化 (2)規制の特例措置における「国と地方の協調」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)既行対象がとなる3~5月までの融資実行分や金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「経営方針変更」とするよりも、運用で行われている事務局の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかに計画変更により特例支援措置の効果の即時発揮が可能となるよう十分確認を行へるべきである。 所管(省)からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行へるべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 対応可能	<p>内閣総理大臣認定事項は既に限定的に法律に明記されており、それ以外の事項に關しては届出で対応可能としているが、年内を目途に、認定申請の手引き等で届出の取り扱いについて記載するようやかに對応したい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数変更 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、總理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかに計画変更に反映するための内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を使い、年3回の申請受けの関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る總理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への影響が形式的のものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」制度により速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る益はなくその後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となる場合に速やかに計画変更ができる。 【(2)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会による事前協議が必要な事務局へ照会したところ、回答に時間を使いました。運用方法が明文化されなければ、申請が複数回必要となり、連絡が複雑化できる。 【(3)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、 統合特別区域法施行規則第31条等	兵庫県 内閣官房、内閣府 D 現行規定により対応可	【(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、統合特別区域利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的な事務を行いため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する点については過年で受け付けていたところあり、開催回数の増加については提案数及び各府省からの要望を踏まえて検討する方針としている。 【(3)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会によると、規制の特例措置を活用できず、「届出」制度が明文化されていないため、「計画変更及び財務目標」の変更への「届出」制度で認定されることはなく、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要である。 【(4)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、統合特別区域利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的な事務を行いため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する点については過去事業者推進についても同様であり、開催回数の増加については提案数及び各府省からの要望を踏まえて検討する方針としている。 【(3)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会によると、規制の特例措置を活用できず、「届出」制度が明文化されていないため、「計画変更及び財務目標」の変更への「届出」制度で認定されることはなく、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要である。 【(4)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	・地方の求めに応じて、国と地方の協議を適宜開催すること。	
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数変更 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、總理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかに計画変更に反映するための内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を使い、年3回の申請受けの関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る總理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への影響が形式的のものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」制度により速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る益はなくその後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となる場合に速やかに計画変更ができる。 【(2)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会は年2回に限られ、協議結果を得たなければ、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、 統合特別区域法施行規則第31条等	兵庫県 内閣官房、内閣府 C 対応不可	【(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、統合特別区域利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的な事務を行いため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する点については過去事業者推進についても同様であり、開催回数の増加については提案数及び各府省からの要望を踏まえて検討する方針としている。 【(3)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会によると、規制の特例措置を活用できず、「届出」制度が明文化されていないため、「計画変更及び財務目標」の変更への「届出」制度で認定されることはなく、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(4)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	・利用者の実態から受付機会の増を求めているのであって、この実態を踏まえた対応をすべきである。 ・また、引き続き総合特区支援利子補給金の予算確保をお願いする。		
812-5	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における規制緩和について (1)総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数変更 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)地域活性化総合特別区域計画の変更を行際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、總理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2)上記が認められた場合、速やかに計画変更に反映するための内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【(1)について】これまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を使い、年3回の申請受けの関係で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る總理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への影響が形式的のものは、「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」制度により速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る益はなくその後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となる場合に速やかに計画変更ができる。 【(2)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会は年2回に限られ、協議結果を得たなければ、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(3)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、 統合特別区域法施行規則第31条等	兵庫県 内閣官房、内閣府 C 対応不可	【(1)内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としている。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、統合特別区域利子補給金の支給予定先を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2)国と地方の協議会の開催回数については、多岐にわたる提案に対して効率的な事務を行いため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する点については過去事業者推進についても同様であり、開催回数の増加については提案数及び各府省からの要望を踏まえて検討する方針としている。 【(3)について】京都府、鳥取県、徳島県の協議会によると、規制の特例措置を活用できず、「届出」制度が明文化されていないため、「計画変更及び財務目標」の変更への「届出」制度で認定されることはなく、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 【(4)について】金融上の支援措置は、3~5月までの融資実行分が対象外となっており、6~2月に融資を行う事業者の不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行いうよう、事業スケジュールをすり替えるケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	・県の利子補給金制度の場合、4月から12月までの融資実行分は当該年度の予算で、1月から3月までの融資実行分は翌年度の予算で執行しており、通常で融資対象としている。 ・国の競争資金の募集についても「来年度予算の成立を条件として」という前提で、年度末に募集中で予算枠に達してしまうことがあり、利子補給金についても予算枠枠が年度途中になると案件については利子補給金を利用できない等の不平等が生じるため、現行においては定期的な集中受付期間を設ける方針としている。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
812-2	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置における「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 融資対象外とならないものとしている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用を行わっている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記で認められた場合、速やかに計画変更により、特例支援措置の効果の発揮が可能となること。 (3) 融資対象外とならないものとしている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能な状況であるが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能な状況	規制の特例措置に関する提案は通常で受け付けており、国と地方の協議会の開催回数の増については提案数及び地域からの要望を踏まえ対応する。	
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置における「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 融資対象外とならないものとしている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用を行わっている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記で認められた場合、速やかに計画変更により、特例支援措置の効果の発揮が可能となること。 (3) 融資対象外とならないものとしている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 實施	現在、事業者推薦の集中受付については、年3回(4月、7月、10月)行っており、募集残がある場合は、4回目(12月)を行うこととしている。このほか、利子補給契約については随時受け付けており、また、年2回(9月、3月)の利子補給金の支給を行っている。さらに、812-4記載のとおり、今後、4～5月の融資を対象とした事業者推薦の集中受付(2月頃)についても実施していく予定である。	
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣総理大臣認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置における「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3) 融資対象がとならないものとしている3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とするなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用を行わっている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記で認められた場合、速やかに計画変更により、特例支援措置の効果の発揮が可能となるため、その効果を最大限發揮するため規制の特例措置における「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期においては、3～5月でも支援措置の融資対象期間に含めること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 實施	「翌年度予算の成立を条件として」という前提で、前年度第4四半期(2月頃)に翌年度4～5月分の融資を対象とした事業者推薦の集中受付を実施していく予定である。また、3月の融資についても対象としていく予定である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
415	災害対応法制の見直し (災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市长への移譲)	【支障事例】 東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買い占められ、物資不足が問題となった。物資の保管命令を発せるのは都道府県知事となっており、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条に定める都道府県知事に限定されている。应急指揮に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に在籍する消防士等が行う指定都市において権限行使ができるようすべくある。 【制度改正の必要性】 指定都市は多くの住民を抱えるとともに物流拠点も多く、発災直後に物資の搬入搬出が一巡するためには、指定都市の市長も物資の保管命令の権限を持つ必要がある。 【制度改正による効果】 指定都市は人口が稠密した地域であり、災害が発生すると被災者数も基大となる。一方で、指定都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害対応で大きな能力をフルセグで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることができる。	指定都市の市長には应急指揮の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条に定める都道府県知事に限定されている。应急指揮に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に在籍する消防士等が行う指定都市において権限行使ができるようすべくある。	災害対策基本法第71条	内閣府	指定都市市長会	C 対応不可	災害対策基本法では、指定都市を含む市町村は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命の身体及び財産を保護する一義的な責務を負している。一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うものとされている。 大規模かつ広域な災害が発生した場合を想定すると、本条に基づいた権限を都道府県知事、指定都市の市長とともに従事命令等の権限を行使した場合、複数の主体からの従事命令等が競合する恐れがあり、迅速な応急救助の妨げとなる可能性がある。 したがって、本権限を指定都市に移譲する場合には、権限の行使要件・範囲等について、都道府県等の関係機関との調整が必要であるため、本条移譲については、慎重に検討を進める必要がある。	本提案については、区域を分けて権限を移譲するものであり、移譲を受けた都道府県における従事命令の権限は明確に道府県から分離されるため、競合はないものと考える。 なお、現行法の下で、都道府県域を超えた広域の災害につき、都道府県同士で権限が競合していないことから、本提案が採用されても支障は無いものと考える。
731	災害対応時における包括的な適用除外措置	【制度改正の必要性】 平成28年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2～86条の5の新設)が、個別法律への規定例が留まっている。 災害は、いつも新しい顔、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけではなく政令で無数に定められている。 緊急時対応の場合において、政令を含めた一連の規制をクリアするために、「包み込み」適用除外措置が可能となるよう仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 現規の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政令等を一時停止・緩和するよう包括的な規定、緊急時の規制を設けるべき。 【国の担当者の職務】 「防災対策推進検討会議最終報告書」(H24.7.13.39ページ)においては、今後重点的にとりむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。 【支障事例】 東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格緩和)	災害対応に係る平常時の規制の適用除外についても、災害対策基本法第65条の2から86条の5に規定された限りの適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	災害対策基本法第86条の2から第86条の5まで	内閣府	新潟県	C 対応不可	緊急時における各種規制の適用除外や緩和については、規制ごとに、適用除外等の目的・効果と、保護となる権利・利益とを比較衡量した上で適否を判断することが必要であることから、あらかじめ包括的に適用除外等の措置を講ずることは、困難と思慮。 なお、東日本大震災の教訓や防災対策推進検討会議最終報告書を踏まえ、大規模広域災害が発生した場合に講ずる必要性が予見され、かつ具体的な内容も特定できるため、発災後に緊急立法をするのではなく、あらかじめ措置の発動を国会から政府に授權し、一般制度化していくことが最も効率的であると判断した以下の4つの特例措置を、関係機関の意見も踏まえつつ、平成25年度の災害対策基本法改正で措置したこと。 ①避難施設等に関する特例 ②臨時の隔離施設に関する特例 ③埋葬及び火葬の特例 ④廻棄物処理の特例	災害はその地域その時代によって毎回顔が異なるため、迅速な災害対応を図る観点から包括的な適用除外措置の必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法の見直し(第三弾)に向けてご検討をお願いしたい。
745	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救命医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかるらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特別措定第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域ばかり、災害時医療機能を喪失する恐れがあるため、災害時医療機能を保全する施設等の整備を緊急に進めると共に、要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特養施設が存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に連携して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集中移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要な施設を要配慮者施設の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、老人の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条	内閣府、国土交通省	豊橋市	C 対応不可	ご提案の趣旨は、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南トラ法」という)、第12条の事業の範囲を広げて第13条の国の負担の特例の対象に追加することで、又は防災整備促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことで分科事務局より聞いています。 前者の南トラ法第13条については、巨大津波に対する人命保護に即効性のある施策として、避難に係る整備を嵩上げ特例の対象としていることは理解している。 一方、配慮を要する方々が利用する施設の中には、歩行や起立上がりなどの日常生活上の基本的動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活を営むことがほぼ不可能な状態の方々が入所する施設も存在している。 こうした状態の方々については、避難に係る施設や経路を整備したからといって、巨大津波発生後、健常者と同様に迅速な避難ができるとは考えにくく、こうした状態の人々の「命を守る」ために、施設を嵩上げ・安全な場所へ移転するなど、要配慮の方々をあわせて考えなくてはなりません。 しかしながら、要配慮者施設の周囲に住居がない、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象とできない場所があり、「命を守る」という南トラ法の目的を踏まえ、こうした条件の要配慮施設については単独移転であっても南トラ法第13条の特例の対象とできるよう南トラ法の見直しをご検討いただきたい。	南トラ法の目的は、「南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することにある。現行では、巨大津波に対する人命保護に即効性のある施策として、避難に係る施設等の整備を嵩上げ特例の対象としていることは理解している。 一方、配慮を要する方々が利用する施設の中には、歩行や起立上がりなどの日常生活上の基本的動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活を営むことがほぼ不可能な状態の方々が入所する施設も存在している。 こうした状態の方々については、避難に係る施設や経路を整備したからといって、巨大津波発生後、健常者と同様に迅速な避難ができるとは考えにくく、こうした状態の人々の「命を守る」ために、施設を嵩上げ・安全な場所へ移転するなど、要配慮の方々をあわせて考えなくてはなりません。 しかしながら、要配慮者施設の周囲に住居がない、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象とできない場所があり、「命を守る」という南トラ法の目的を踏まえ、こうした条件の要配慮施設については単独移転であっても南トラ法第13条の特例の対象とできるよう南トラ法の見直しをご検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
415	災害対応法制の見直し (災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	<p>指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急指揮の権限は、従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。</p> <p>災害時の従事命令等の権限の主体は、引き続き都道府県とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>				C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策基本法では、指定都市を含む市町村は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命財産及び財産を保護する一義的な責務を有している。一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うとされている。</p> <p>大規模かつ広域な災害が発生した場合を想定すると、本条に基づく権限を都道府県知事・指定都市の市長とともに従事命令等の権限を行使した場合、複数の主体からの従事命令等が競合する恐れがあり、迅速な応急救助の妨げとなる可能性がある。</p> <p>したがって、本権限を指定都市に移譲する場合には、権限の行使要件・範囲等について、都道府県等の関係機関との調整が必要であるため、本条移譲についても、慎重に検討を進める必要があると考えているところ、全国知事会からの意見も同趣旨であると思われる。</p> <p>なお、ご指摘のような指定都市の特性を踏まえた対応については、応急措置の実効性の向上につながるかどうか、都道府県や関係機関のご意見も伺いながら今後勉強して参りたい。</p>
731	災害対応における包括的な適用除外措置	<p>災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第66条の2から86条の5に規定された般別的な適用除外ではなく、細かな適用除外措置を規定すべき</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、緊急時における各種規制の適用除外や緩和については、規制ごとに、適用除外等の目的・効果と、保護となる権利・利益とを比較衡量した上で適否を判断することが必要であることから、あらかじめ包括的に適用除外等の措置を講ずることは、困難である。</p> <p>このような観点から、必要性や措置の内容が具体的に予見され一般制度化しておくことが適当なものとして、新たな措置を追加することは想定していないが、今後、大規模広域災害の発生に際し一般制度化しておくことが適当と判断される法律上の措置が出てきた場合は、適切に対応してまいります。</p>
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地帯」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	<p>国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず、単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				C 対応不可	<p>個別移転を認めると、施設だけが高台に移転し、住居が津波により浸水のおそれがある区域に残されることとなるが、個別移転そのものについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきであること、 ・施設と住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいことも想定されるること、 ・費用負担があることを考慮する。 <p>しかしながら、両者の方法の津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業として位置付けられた場合には、住居と要配慮者施設を合わせて移転することが必要であるが、要配慮者施設から段階的に移転できる強力な運用を行っているところであり、こうした制度の活用可能性について、地元関係機関とよく相談されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
811	地方自治事項の官報掲載報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 <官報掲載事項> ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きく、常に裁判の要となるものに該する) ②地方令第19条第2号から第4号まで、一括する処分について不服申立てに対する決定等の要件 ③長の選挙結果、④特別法の住民登録結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省で紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、他の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理に時間の制約がある。 〔改正案〕 官報掲載事項については、県公報に掲載することで、住民等開示者への周知には行えるものであり、HPで全国どこからでも県公報閲覧が可能となっている現状においては、官報に対する意義は薄い。従って、事項の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの废止)を提案する。 〔官報掲載事項報告件数〕 H23.6件、H24.9件、H25.4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	官報及び法令全書に関する内閣府令 第1条 地方自治事項の官報掲載について (平成19年2月1日 総務省第24号総務省大臣官房秘課長通知)	總務省、内閣府	兵庫県、和歌山県、徳島県	D 現行規定により対応可能	「地方自治事項」の官報掲載については、総務省から各地方公共団体に通知している「地方自治事項」の官報掲載要領により取り扱ってきたところであるが、從前から、地方公共団体の事務を「地方自治事項」について官報掲載することを地方公共団体に義務付けるものではない。今般の地方公共団体からの提案を受け、同委嘱の趣旨の明確化を図るために、総務省において同要領の改正を行い、既に地方公共団体へ通知したものと承知している。	・対応済と理解(本提案を受けて地方自治事項の官報掲載要領の改正が行われた。)
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理して搬入する方法)が認められている。 認定こども園への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満園についても外部搬入を認めることが、3歳未満園についても外部搬入を認めること。	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理して搬入する方法)が認められている。 認定こども園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを後回ししているが、自園調理(厨房室の設置)がハーダルとなり、3歳未満児を3歳以上児と一緒に自園調理で運営する方法が難しい。 3歳未満児も認めるために、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、3歳未満児に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に貢献することが期待できる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部は厚生労働大臣と協議して施設の設備及び運営に関する基準	内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の認定事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求めらる。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を3歳未満児の給食の外部搬入方式として認めるとは適切ではなく、今後の評価の結果を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調査室の設置が必要となる。 特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調査室の設置は移行の妨げになっている。 国として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。 28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、奥深き課題である待機児童対策に重要な支障が生じるため運営に対応すべき。 また、搬入元と搬入先との連携を課題として挙げているが、事前準備を念入に行なうことにより、解決できると考える。
708	公立施設が幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に移行する際に必要な食事の提供について、 「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の92号 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子どもも子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することを提案するもの。 なにより、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の92号 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の92号 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子どもも子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することを提案するもの。 なにより、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の92号 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園も追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 第7条第3項及び同基準第13条第1項における給食替えで準用する充電量・福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	内閣府、文部科学省、厚生労働省	安城市	E 提案の実現に向けて対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども・子育て支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こども園化することを考えている。 ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区に限り0・1・2歳児に対する給食の外部搬入方式が認められている一方で、認定こども園では認められないことにより、認定こども園への移行について具体的な検討が進められないでいる。 そこで、認定こども園において、外部搬入方式で3号認定者の給食を提供できるようになれば、当市の認定こども園において、3号認定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者の給食提供を容認していただきたい。 実施時期については、現在策定中の事業計画で、平成30年度に認定こども園を実現し3号認定者の受け入れを行いたいと考えており、市民及び在園児の保護者の周知期間が3年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
813	地方自治事項の官報 報告事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載 事項(1項目)の官報掲載 業務を廃止すること。 <官報掲載事項> ①条例の制定又は改廃 (義務を課し、権利を制限 する条例で、全国的に影響 力があること、特段の要 があるものに限る)、②地 方税法第19条第3号から 第5号までに掲載する処分に ついての不服申立てに対する 決定等の要旨、③長 の選舉結果、④特別法の 住民投票結果、⑤人事異 動、⑥都道府県等の主たる 事務所の設置又は変更				D 現行規定 により対応可 能	
519	認定こども園における 給食の外部搬入の拡大	認定こども園における給食は、3歳以上児への給食の提供 に限り外部搬入が認められ ているが、3歳未満児についても外部搬入を認める こと。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行すべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化的観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参考すべき基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を要外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うことされ ており、当該評価を経ず「3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が残ることから、認められない。
708	公立施設が幼保連携 型認定こども園に移行 する際に必要な設備 基準(自園調理)の緩 和	幼保連携型認定こども園に 係る省令に規定される食事 の提供について、満三歳児 以上の園児に対する場合 にのみ認められる外部搬 入を、公立施設については すべての年齢の園児に対 して外部搬入による食事の 提供を認めるよう、当該年 齢制限を撤廃すること。	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行るべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○ 特区認定を要外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	26年度末までには対応方針をお示しする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
790	認定こども園における保育基盤額、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育基盤額、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされるべき事項を設置した上で、「参考すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされるべき事項の見直し、必要な財源を設置した上で、「参考すべき基準」に見直すこと。 【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設置や運営の確保が必要となる自園調理が施設運営の大変な負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	兵庫県 内閣府、文部科学省、厚生労働省 [共同提案] 京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり議論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条之2項)」を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。 以下の方について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 平成21年度以降、子供が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参考し、地方がそれぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。 また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている。		
912	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる空飛ぶ補助金)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること 【制度改正の必要性】 我が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改悪に逆行するもの。 特に、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等で地方の裁量を拡大するなどして、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 つづいて、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とする。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	【制度改正の必要性】 我が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改悪に逆行するもの。 特に、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等で地方の裁量を拡大するなどして、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 つづいて、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とする。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金要綱	埼玉県 内閣府	C 対応不可	汚水処理施設整備交付金については、地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金(道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金)の一つニユースであり、地方自治体が作成した地域再生計画に基づいた事業の実施や予算の年度間調整を可能とするなど地方公共団体の裁量度を高め、自主性を拡大した制度設計となっている。 なお、地域再生基盤強化交付金に係る予算要望につきましては、市町村等が事業主体の事業を含め各都道府県でどまつて、内閣府にて毎年度提出しているところである。また、汚水処理施設整備交付金の執行必要な指導監督費は都道府県に対して要望に即して配分しているところである。 汚水処理施設整備交付金は、地域再生法に基づく地域再生基盤強化交付金として地方の裁量や自主性を拡大した制度設計となっている。一方で計画申請は内閣府に対して行い、事業内容によって関係する国土交通省、農林水産省、環境省に對して交付申請を行い、交付決定されたため、申請先が複数あり從来の補助事業以上に事業手続が煩雑で効率的ではない。 各都道府県においては、生活排水処理施設整備構想に基づいた汚水処理施設の整備計画を策定するなど、既に各地域において取り組んでおり、都道府県の都道府県と合意の上採択評議會すれどあるところである。 都道府県は地域の実情に考慮した上で行政改革を図り、もづく環境、減災、農業振興、保健医療、雇用、教育など様々な地域課題を市町村や住民、企業等と連携して取り組んでいく。地域再生基盤強化化に則する課題は、幅広い施設との連携をやすく、より効果的に事業を実施することができる都道府県に移譲すべきである。		
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可について、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可についても中核市に係る認可についても中核市に認定された。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めるところにより市町村が処理することができるようになったところである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設整備の対象にいため、確認にかかる事務は、市町村が行うこととなる。認定こども園にかかる事務は共通する部分もあり、具体的に行方方が、事業者、自治体双方にかかるものであり、条例による権限移譲により、解除するものであるが、市町村が市町村などが統一して活用することにはならないと考えられ、これまで事業者によつては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によると、権限移譲を行うことにより、少くとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つである認定こども園の普及を図ることができると考えられる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省 松山市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定期定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特別制度により権限移譲する旨通知しているところ、当該閣議決定において、「条例による事務処理特別制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特別制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特別制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が発せられてから9ヶ月が経過し、条例制定により権限移譲を検討・実施している自治体も出てきていると思われるため、実態を把握したうえで、指定都市までに限定せず、中核市への移譲の検討を進めてもらいたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の面積等に関する事項等、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の面積等に関する事項等、「従うべき基準」とされ、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参照すべき基準への移行を検討すべきである。	【全国市長会】 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢があるべきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。		C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。
912	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	汚水処理施設整備交付金の交付申請については申請先が複数あり、従来の申請手続上に事業者手続きが複雑で効率的でないとの指摘については、交付申請に係る窓口に係る窓口化を図っているところである。例えば、公共下水道、集落排水施設又は浄化槽に係る交付申請書等を地方農政局の窓口に申請すれば、農林水産省のみならず、国土交通省及び環境省とも申請書が速やかに届く仕組み(ワンストップ窗口サービス)を盛り込んでいる。 また、都道府県の関与については、地域再生基盤強化交付金に係る予算要望について市町村等が事業実施主体の事業も含め各都道府県で取りまとめを行い、内閣府に一括して毎年度提出しているところ。また、市町村が汚水処理施設整備交付金の交付申請を行った場合は、交付申請に必要な書類を添えて都道府県知事へ提出し、都道府県知事は、当該申請の目的、内容、交付額等を審査した上で国に申請することとなっており、要望段階から執行段階に至るまで都道府県の調整機能及び関与を盛り込んでいるところである。 地域再生基盤強化交付金は地域再生法に基づく国の支援措置の1メニューであるが、地域再生の取組みについては、政府の全ての分野にわたる共通課題として総合的に推進することが国として喫緊の課題であることから、地域において創意工夫を生みつつ、国が認定を行うことで総合的な取組みを推進しているところである。 指標の事業手続の簡素化・効率化あるいは都道府県の調整機能及び関与については現行規定により対応しているところであるが、今後都道府県からの求めに応じて、毎年度の予算要望などの調整状況についてその都度、情報提供することとしている。
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者とともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に異なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を考慮し、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と中核市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲することは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根据法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る権限の移譲	【制度改正を必要とする理由】 平成22年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い介護児童の保育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高齢者介護能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。また子ども・子育て移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けたりることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的にならることとなる。 【法律問題】 平成22年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されることは、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行検査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいくとの指摘がある。この点については大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民・身近で高齢者介護能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能となる。 ななみの会議室運営委員会の活動状況を踏まえ、権限移譲を実現するという2段階の移譲を行っていきたい。指定都市等においては当該事務を実施する能力と一緒に有しており、特別な柔軟性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	C 対応不可		「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)に基づき、地方自治法に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該開議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえることとしており、現時点一律に権限移譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型化認可申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開が求められている現状において、各道府県への指名詔令の有無により窗口が異なることは、混乱を招く要因となる。 条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合においても道府県の条例で定める方法であるかにかかわらず、条例による事務処理特例制度の実施にあたっては、子ども・子育て支援新制度の施行にあたっては、早急に権限が移譲されることを求める。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型化認可申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開が求められている現状において、各道府県への指名詔令が具体的に示されるべきである。		
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権者が異なることになる。そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行検査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいくとの指摘がある。この点については大阪府と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民・身近で高齢者介護能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能となる。 ななみの会議室運営委員会の活動状況を踏まえ、権限移譲を実現するという2段階の移譲を行っていきたい。指定都市等においては当該事務を実施する能力と一緒に有しており、特別な柔軟性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)に基づき、地方自治法に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該開議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえることとしており、現時点一律に権限移譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。 また、事務処理特例制度は、これまでの期間間ですでに3分の1の指定都市用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含める全体会の半数を超えている。施行状況を踏まえ移譲の検討がなされるということがあるが、実際には移譲の検討がなされたために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。			
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する 「子ども・子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることがあるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。 移行の移行を考慮する幼稚園事業者など、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をもつこになる。 類型を超えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)に基づき、地方自治法に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえることとしており、現時点一律に権限移譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日開議決定)(抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知しているところ。 また、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定申請と受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	[全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者とともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者による混亂を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲することは可能である。
660	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定権限を指定都市に移譲する。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	[全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者とともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者による混亂を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲することは可能である。
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	[全国市長会] 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者とともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者による混亂を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲することは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後ににおける支援のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村を中心とするばかりではなく、周辺市町村も含む広域圏の中心地であることから、その活性化は地域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の発展となるふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるために、は、地域の特徴や実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定は、地域の特性や実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定すべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消】 認定においては、国の基本方針を踏まえていり、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	山梨県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。	省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図ることは、地方自治体レベルで十分可能であり、このことを理由に国が認定するには必要であることは、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の目的に反する。
245	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で実現できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部を廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わらない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生じることが懸念される。 本県内に認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1ヶ月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の縮短効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	内閣官房、内閣府	広島県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各般の施策の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行うことになっている。 国は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に国が認定することが必要である。	「基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等」については、所管府省（内閣官房、内閣府）をはじめ関係行政機関と現行の事前調整と同様の調整を行うことで担保可能であり、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 現行認定基準への適合は、国運用指針等の活用や国との調整により図ることが可能であり、国による支援の有無は、支援申請時の審査により担保されることが可能と考える。一方で、形式手続に時間が必要であること、地域における創意工夫等が活かされない懸念というデメリットの方が大きい。
261	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りうる基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まると、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を越えることが明白になつた場合、広域調整を経ずして、災害現場の状況を知りうる市町村がいち早く災害派遣要請を行なうことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考える。 それは基本としながら、以下の考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日々から、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による出先機関などの行政支援機能がほとんど置かれていらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行なっていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられる。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、内閣総務省（消防庁）	相模原市・浜松市	C 対応不可	災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県による灾害対応（警察、消防等）による第一義的な応急対応と、市町村による災害の保護のため必要なと認められる場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に把握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めていた。 警戒の運用、消防の広域応急対応、DMAT（災害派遣医療チーム）との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、指定都市は上記を適用する立場にないところ、仮に現行の災害法を踏襲したまま、自衛隊への公募派遣要請権限のみを指定都市に移譲すれば、都道府県による広域調整等により地方公共団体による対応を尽さない段階で自衛隊への公募派遣がかかるところとなる。換言すれば、都道府県が地方公共団体としての災害の災害対応責任を負うことを意味するため、各機関の立場・役割分離を失うこととなる。 また、通常の範囲でなく、広域の被災状況を把握する立場にいたる場合は、都道府県との調整を別途要する必要があるため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。 上記のことから、防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲することは困難である。	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされていとどころであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考えることから、本提案に至ったものである。 また、回答では、「地方公共団体による対応を尽さない段階で」自衛隊に要請がかかることについて懸念されているが、派遣要請に至る判断基準は、広域調整等の対応の程度や段階によるものではなく、「自衛隊の対応能力を越える」と当該自衛隊が判断した段階で行われるべきと考える。 実際の災害においては、指定都市、現場の状況を直接知りうる立場であるとともに、警察や消防等の関係機関間の活動調整、情報共有などに一定の役割を担うことがあるから、その状況全般を踏まえうて、自衛隊に派遣要請を行ううのと想えており、このため、自衛隊が地方公共団体以上に地域の災害対策に責任を有することにはならないものと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
430	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪など他の地域のみが直接的に把握できる被害に対して、市町村長が自衛隊へ対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項：制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲することを提案する。 詳細については別紙あり。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	郡山市	C 対応不可	<p>災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用してみななる対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災、対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊への災害派遣を要請権限を認めていた。</p> <p>警察の運用、消防の広域応援、DMAT（災害派遣医療チーム）との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市町村（市町村長）は上記を適用する立場にないところ、仮に現行の災害法を修正したまゝ、自衛隊への災害派遣を要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>上記のことから、自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与は困難である。</p>	近年の災害は、ゲリラ豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、局地的な災害が増加傾向にあり、また、その災害対応に当たっては、市民の生命、身体及び財産を守るために、迅速かつ的確な対応が必要となっている。 <p>人口が密集した都市部においては局地的な災害等が発生すれば被害が大きくなる可能性が非常に高いため、一部地域的な災害等においても、市長が自衛隊の派遣を直接要請できる権限を委譲されるよう再度要望する。</p>
629	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から市町村長まで拡大する権限移譲	【支撑・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市町村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣を要請することが原則となっている。 しかししながら、市町村会員も進歩し、区域が広域化するとともに、災害の種類の多様化、大型化している中で、より迅速・効率的に対応するためには、市町村の権限として、直接災害派遣要請がでることを認められるべきである。台風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事象などの対応は特に緊急度を要するので、避難勧告、避難指揮の権限を有する市町村長の判断のバックボーンとなるものと考える。市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考える。	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	長崎県	C 対応不可	<p>災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用してみななる対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災、対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊への災害派遣を要請権限を認めていた。</p> <p>警察の運用、消防の広域応援、DMAT（災害派遣医療チーム）との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市町村（市町村長）は上記を適用する立場にないところ、仮に現行の災害法を修正したまゝ、自衛隊への災害派遣を要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>上記のことから、自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲を認めてほしい。</p>	回答については、了解しました。
683	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遺要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時ににおいては、72時間以内の人命救助に象徴されるように、迅速な応急対策が求められる。 【制度改正による効果】 災害派遣を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県が経由することなく、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の通知事務の簡素化や迅速な派遣要請の実現につながり、住民の生命を守るための救助活動等も、より迅速な対応となることが見込まれる。 【懸念の解決策】 本建議案は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応をより効率的かつ効果的に解消できない場合」を削除しておらず、要請をする場合は、既に地方公共団体では対応できない場合であって、迅速性や事業の効率性を最優先に考えるべきである。しかし、都道府県知事のみが災害派遣の要請を行なう合理的な理由はない。「要請が集中する」との懸念については、そのような状態は甚大な被害が想定される災害であつて、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではないか。	自衛隊法第83条 災害対策基本法第68条の2	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	横浜市	C 対応不可	<p>災害対策は、災害対策基本法に規定されているとおり、基礎的な地方公共団体である市町村による第一義的な応急対応と、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としている。</p> <p>自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警察、消防等）を活用してみななる対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、区域内の被災、対応状況を全般的に掌握した上で、総合調整機能を担う都道府県知事等に、自衛隊への災害派遣を要請権限を認めていた。</p> <p>警察の運用、消防の広域応援、DMAT（災害派遣医療チーム）との協定等の事項は、何れも都道府県が権限を有しており、市（市長）は上記を適用する立場にないところ、仮に現行の災害法を修正したまゝ、自衛隊への災害派遣を要請を受けたとしても、自衛隊の派遣の要否を判断することは困難であり、結局のところ、都道府県との調整を別途要するため、二重の調整を要することとなり、災害派遣の迅速性は担保されず、実効的な救援活動に支障をきたす恐れがある。</p> <p>上記のことから、自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲を認めてほしい。</p>	第1次回答のとおり、現行の法の考え方では、災害対策は、市町村による第一義的な応急対応と、都道府県による関係機関間の総合調整を前提とされているところであるが、そもそも、その第一義的な応急対応においても、自衛隊の派遣要請に至るような緊急的なケースがあると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			
430	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域の状況に応じて直接、災害派遣要請を可能とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一線的な対応対応として、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警報、消防、警察等）を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められた場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に把握した上で、総合調整を前提とした都道府県等事務等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めていたところです。 他方、被災地においては、災害派遣要請権限を認めていたところですが、その状況にある市町村長は、その二重の権限が必要であることから、災害対策基本法第6条の第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができます。また、同法第2項の規定により、市町村長は、同項の要請ができる場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいとまことに認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。</p> <p>一方で、平成20年5月28日に、地方分権改革推進委員会にて、以上の枠組みを災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえ上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣等に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じるべきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第6条のことを改正し、市町村長が都道府県等事務等に、災害派遣の要請をするよう求めた場合に、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができるよう改めたところであり（同条第1項後段）、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行いうける枠組みが確保されているものと考えております。</p> <p>加えて、今回の御意見に鑑み、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請を引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これをお踏まえれば、市町村に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。</p>
628	自衛隊に対する災害派遣の要請手続きの都道府県知事から市町村長への権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村まで拡大する権限移譲	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	—
683	自衛隊の災害派遣要請権限の全市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	自衛隊の災害派遣要請は、引き続き都道府県知事の権限とするべきである。 市町村長は都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することが可能であり、さらに、この要求をすることが出来ない場合には、防衛大臣等に通知することが可能である。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>第一次回答のとおり、災害対策は、災害対策基本法第4条及び第5条に基づき、基礎的な地方公共団体である市町村による第一線的な対応対応として、市町村を包括する広域的な地方公共団体である都道府県による関係機関間の総合調整を前提としています。 自衛隊の災害派遣制度は、上記の前提を踏まえ、市町村及び都道府県の災害対応能力（警報、消防、警察等）を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められた場合に、区域内の被災・対応状況を全般的に把握した上で、総合調整を前提とした都道府県等事務等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めていたところです。 他方、被災地においては、災害派遣要請権限を認めていたところですが、その状況にある市町村長は、その二重の権限が必要であることから、災害対策基本法第6条の第1項前段の規定により、市町村長は、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができます。また、同法第2項の規定により、市町村長は、同項の要請ができる場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知でき、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいとまことに認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。このことから、市町村長は、都道府県知事の要請を得つゝとなるまいと認められるべきである。</p> <p>一方で、平成20年5月28日に、地方分権改革推進委員会にて、以上の枠組みを災害派遣要請権限の市長への付与を求める全国市長会の意見を踏まえ上で、「市町村長が、都道府県知事による防衛大臣等に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じるべきとの勧告を政府に対して行い、これを受け、政府は、災害対策基本法第6条のことを改正し、市町村長が都道府県等事務等に、災害派遣の要請をするよう求めた場合に、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができるよう改めたところであり（同条第1項後段）、現行の制度により、迅速かつ適切な災害派遣を行いうける枠組みが確保されているものと考えております。</p> <p>加えて、今回の御意見に鑑み、全国知事会から「自衛隊の災害派遣要請を引き続き都道府県知事の権限とするべきである」との御意見があるところです。 これをお踏まえれば、指定都市に災害派遣要請の権限を付与することは、適さないと考えております。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
414	災害対応法制の見直し（救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲）	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に当たれないとみ、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対処できるものではなかった。県がプレハブ仮設を1,505戸整備するのに、発災から96日を要した。仮に市がこれを担った場合、発災から約50日の整備が可能であった。 【制度改正の必要性】 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならないときに、県に報告し、避難所開設や給食車の期間延長は都道府県から国へ申請する手続を踏まなければならず、被災者は被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど、災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたることが可能である。 【制度改正の必要性】 災害時局所的なものが想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効果的である。 【制度改正の効果】 役割の拡大を見直すことば、救助活動等における選択肢を拡大するものであり、住民や財産を守る上で非常に有効である。 災害への対応で多様な力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて救援することは地域住民のニーズ等を踏まえた自立的・自発的な活動を可能にする。 指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に止めることができるとなる。	災害救助法第2条	内閣府	指定都市市長会	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、現行制度においても、災害救助法第13条に基づき、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。なお、災害時に迅速な対応が図られるよう、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行うことが望ましい。	本提案は災害が発生してから事務の委任を受けるのではなく、災害が発生したことから、指定都市が他の救助主体となるように制度改正を求めるものである。 現行法で、業務委任できるのは、都道府県知事が「救助を迅速に行うため必要なと認めると」として、かつ、「一部」であり、予め包括委任を行っておくべきとする旨解消する。 なお、本件の認知（災害救助法の適用に関する件（昭和22年10月20日 法社第35号 各都道府県等事務局の内閣官房長官、厚生次官連名通達））で明示されているが、事務委任において権限は移譲されず、災害救助法の適用の判断はどちらかのことを従事命令や協力命令、収容、立入検査などの強制権を発動できることとなっている。 以上の観点から、現行法第13条による委任では対応できないため、指定都市が救助の主体となるよう法改正を要望するものである。
677	救助の主体権限を指定都市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	【制度改正の必要性】 災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためにには、災害救助法において、指定都市が都道府県と同様の権限を持つことが必要であるが、災害救助法等に規定されている救助の種類だけでは、対応しきれない状況が発生する。また、救助の程度における費用限度額についても、現在の費用水準からかけ離れている。 【提案事項】 経費は、都道府県を経由して求償することによっているが、求償内容の確認等は、国から都道府県を通じて求償した指定都市に依頼があり、その際の余分な事務負担と業務時間の増加が発生しているため、地方分権の観点からも指定都市で要した救助経費について、直接国に対して求償できる制度とすることが必要である。	災害救助法第2条・4条・18条・21条	内閣府	横浜市	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっての救助の程度、方法及び期間についてには、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに「米費弁償の基準」に従い、都道府県知事が定めることとされており、また、その基準については救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事が内閣総理大臣に協議して特別基準を定めることができるなどになっている。災害の規模や地域の違いにより、必要な救助手段が異なってくることから「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに「米費弁償の基準」により一定の基準を定め、必要に応じ特別基準に基づいて救助を実施しているところであり、東日本大震災も含めて多くの災害についてこの特別基準で対応を行っているところである。 なお、災害救助法に基づく救助は、被災者の命と財産が脅かされる場合に、被災者に対する応急救助のより迅速な実施を図り、救助事務の効率的な執行を確保するためには、県、政令指定都市、市町村における権限を適切に見直す必要がある。	本提案は、災害救助法における救助の主体権限を指定都市へ移譲する事を望んでいるものである。 東日本大震災ではプレハブ仮設住宅の建設に当たって市の委任が行われず、当初、把握していた必要戸数に対しては極めて少ないものしか供給できぬ状況発生した。 指定都市に相談があつた場合、より速やかに建設が可能であるとともに、県の被災者に対する応急救助のより迅速な実施を図り、救助事務の効率的な執行を確保するためには、県、政令指定都市、市町村における権限を適切に見直す必要がある。 また、プレハブ仮設住宅の完成を待たずには、借上げ民間賃貸住宅が相続で有効である。大規模賃貸住宅にによる大量の借上げが必要な場合は、事務手続を一定時間を要することが想定されるため、今後に向けて、大規模な災害が発生した際にも、適切な対応ができるよう、特に借上げ民間賃貸住宅については被災自治体の判断で現物給付、現金給付の選択を行えるよう検討していただきたい。
684	緊急通行車両の確認(通行許可)権限の指定都市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可是、政令市で判断できず、各事業所が市長に申請を行ふこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害においては、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められるところから、規制・能力のある政令指定都市の窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようになります。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車両が必要になるか、その際にどの車両が使用可能かは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るようではあるが、実際の災害の状況は、今後も車両の近似化をしており、使用可能であるかは、発災の際にわからることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり申請を行つたが、その申請の度に手続きを行わなければならず、事前届出を行つてない車両に関しては審査が省略できなくなったり、申請確認に時間が要した実態がある。この権限が本市であれば、さらに迅速な対応ができると考える。 結果として14件の申請を行つたが、その中に災害対策用の車両のみなら被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定は異なる車両も用意している。 【制度改正の効果】 このように、発災時には混亂が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項 及び第2項	内閣府、警察庁	横浜市	C 対応不可	災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項 及び第2項	公安委員会が緊急通行車両を迅速かつ正確に把握することの必要性は理解できるが、実際の発災時には困難であると考える。 「事前届け出制度」について、実際の災害の状況によりどのような車両が必要になるか、その際にどの車両が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではない。指定都市市長への権限の付与が難しい場合も、「事前届け出制度」に指定都市が状況に応じて、実数がつかずに車両を選択できる裁量権を設けるなど、制度の見直しを検討するべきと考える。 また、事前届け出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等に基づき、法第50条第1項第1号の規定する緊急通行車両のうち、(1)緊急輸送車両(以下「緊急輸送車両」という。)、(2)緊急輸送車両に基づき持続した運行距離(以下「緊急輸送距離」という。)、(3)緊急通行車両以外の車両の範囲における通行禁止し、又は制限がかかることとされている。 緊急輸送車両として交通規制を実施する範囲は、道路の交差密度(便り性)、通行量、緊急輸送車両の特徴等により、車両を認定する際の範囲は、公共交通、普通の二輪車等を除き、普通車を考慮しつつ積載することができる。 なお、公安委員会においては、災害発生の際、迅速に緊急通行車両による確認が受けられるよう、公安委員会は、各都道府県警察の警察本部、警察署、イシカワ・ジョンソンの機関所等で該当の緊急輸送車両は、各都道府県警察の警察本部、警察署、イシカワ・ジョンソンの機関所等で該当の緊急輸送車両を認定する。また、緊急輸送車両の運行に際しては、運行用紙、事前届出用紙を提出する旨を記入する。運行用紙は、本件の運行用紙を用いる。 しかし、緊急輸送車両の運行に際しては、運行用紙を提出する旨を記入する。運行用紙は、本件の運行用紙を用いる。 また、事前届け出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等に基づき、法第50条第1項第1号の規定する緊急通行車両のうち、(1)緊急輸送車両(以下「緊急輸送車両」という。)、(2)緊急輸送車両に基づき持続した運行距離(以下「緊急輸送距離」という。)、(3)緊急通行車両以外の車両の範囲における通行禁止し、又は制限がかかることとされている。 緊急輸送車両として交通規制を実施する範囲は、道路の交差密度(便り性)、通行量、緊急輸送車両の特徴等により、車両を認定する際の範囲は、公共交通、普通の二輪車等を除き、普通車を考慮しつつ積載することができる。 なお、災害対策基本法における都道府県知事と指定都市の長との関係については、都道府県と市町村の役割分担そのものの関わるものであり、国と指定都市のみならず、都道府県等含む各関係者の意見を踏まえました後再び検討を行うべきであり、緊急通行車両の確認権限の面に限らず早急に結論を得ることは困難であると考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
414	災害対応法制定の見直し （救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲）	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に当たらない、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	災害時の救助の主体は、引き続き都道府県とし、各市町村の被災の状況に応じて市町村長への事務委任規定を積極的に活用することで柔軟に対応すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。 都道府県と同様に救助主体を基礎自治体に位置付ける場合、指定都市もその以外の自治体で、規則によって対応する必要がある場合など、可能な場合も内閣が因習的な場合があると想定される。対応できる部分については基礎自治体が主体となってを行い、支援を必要とする場合には、県などに委託するなど、状況によって柔軟に選択できる仕組みが望ましい。		D 現行規定 により対応可能	第一次回答で述べたとおり、現行制度において、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。この委任に当たっては、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただることが重要であると考えている。 また、個人の災害ごとに必要な救助の内容、程度等が異なるものであるとともに、指定都市において委任に対応できる救助のみを実施することが可能となることから、予め協議委任ができないけれども、迅速な救助が実施できないといううのではなく考慮するべきである。 Dの場合は、指揮の委任の発動については、災害救助法第7条から第10条までの規定による都道府県知事の事務及び権限について、同法第13条第1項に基づく災害救助法施行令第17条各項に基づき、所定の手続を行う。都道府県から市町村に委任することは可能である。この委任に当たっても、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただることが重要であると考えているところ、都道府県知事会の意見も同趣旨であると思われる。
677	救助の主体権限を指定都市市長へ移譲、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害救助法における指定都市の権限強化、救助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	災害時の救助の主体は、引き続き都道府県とし、各市町村の被災の状況に応じて市町村長への事務委任規定を積極的に活用することで柔軟に対応すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定 により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、現行制度においても、災害救助法第13条に基づき、都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務の一部を委任することが可能である。この委任に当たっては、発災後速やかな事務委任及び救助の実施が可能となるよう、都道府県と指定都市の間で予め十分に協議を行っていただき、あらかじめ、委任する救助の内容やどのような場合に委任するか等について定めていただることが重要であると考えているところ、都道府県知事会の意見も同趣旨であると思われる。 また、現行の災害時ににおける現物割付の原則の考え方は、第一次回答のとおりであるが、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討の中間取りまとめにおいては、被災者に対する包まない権限のあり方にについて、「応急仮設住宅を応急仮設住宅から外し、復旧前の法制度として別途創設すべき」、「現金給付なし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにする」とは適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担することを考えるべきなど、『今まで各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた総合的な支援』を実施するべきとの現行の枠組みにとどまらない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していただきたいと考えているところ。
684	緊急通行車両の確認（通行許可）権限の指定都市市長への移譲	現在、緊急通行車両の許可是、政令市で判断できず、各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	災害時の緊急通行車両の許可の主体は、引き続き都道府県とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案を十分に尊重されたい。		C 対応不可	災害時の交通規制では、権限の交付枚数（緊急通行車両として確認された車両の台数）を把握して、緊急交通事故の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、実際に、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行った。 第一次回答のとおり、確認の主体が拡大すると、公安委員会が緊急通行車両として確認された車両の台数を超過かつ正確に把握することが困難となり、適切な緊急交通事故に係る交通規制の実施に支障が生じるおそれがあるため、本件提案への対応はできない。 また、災害対策法においてある役割分担は、災害対策基本法において、指定都市を含む市町村が、当該市町村の地域住民に於ける民生、身体及び財産を保護する、精神的な資本を育てる一方、都道府県は、区内の行政が処理する災害に対する事務又は業務の実施を助けて、かつその統合調整をするものとしている。こうした観点からも、緊急通行車両の確認主体に、指定都市を含む市町村を加えるべきではないと考えているところ、全国知事会の御意見も同意旨であるものと思われる。 (別紙あり)

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
733	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間について、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	<p>【制度改正の必要性】 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は政令で定めらるとしている。同法施行令第4条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い道府県知事が定める。同法第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとしているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。</p> <p>【支障事例】 同法に基づく応急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することの困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて彈力的な運用ができるとしているところ。 しかししながら、特別基準の協議等による国との開かず、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 国による開かずは、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後の責任を果たせるのではないか。</p> <p>【制度改正の内容】 地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨旨及されている。</p>	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	内閣府	新潟県	D 現行規定により対応可能	災害救助法に基づく救助の実施に当たっての特別基準の協議については、「災害救助事務取扱要領」により、文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合には、とりあえず、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後に文書をもって処理することが可能であり、これまでそのような対応を行っているところである。	現行規定の範囲内で柔軟に対応いただいていることに感謝するが、現行制度における特別基準の協議自体が地方公共団体の負担となる点をご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)に向けてご検討をお願いしたい。
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県、指定市に移譲する。	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。</p> <p>住民に身近な地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。</p> <p>移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。</p> <p>また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。</p>	道路法12条	内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県、指定市に移譲する。	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。</p> <p>住民に身近な地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。</p> <p>移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。</p> <p>また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。</p>	道路法32条	内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
732	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間について、地方の主体的判断で決定できるようすべきである。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	救助の程度、方法及び期間については、地方の判断不決定できるようすべきである。			C 対応不可	災害救助法に基づく救助の実施に係る特別基準の設定の際の協議については、どの程度の救助が行われるのかを確認するため不可欠なものであるが、そのための手続きについては、第一次回答でお示したとおり、これまでも弾力的に対応できているところであり、今後も同様に対応してまいりたい。
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施（高規格幹線道路以外の国道）の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全（除雪を含む）に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。
460	直轄国道の管理に関する許認可等（高規格幹線道路以外の国道）の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における見直し方針について(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適用して算定しているように、地方に移譲された直轄道路・河川の維持管理費に支障が生じることのないよう、維持管理に関する費用について、事業費に応じた交付税措置を講ずることと、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保すること前提に行うことを求めているところ。 (支障事例) 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	【現行】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」に旨記しているように、地方に移譲された直轄道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げ額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずることとする。また、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保すること前提に行うことを求めているところ。 【制度改正の必要性】 まずは、閣議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に関する費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を行なった上で、昨年12月閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に関する財源措置について、従前から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されなければならないこと、許認可による直轄事業者負担額が廃止されない限りは、その費用を反映して支拂うとともに、許認可による事業者の負担率が高くなる。 C 第1回目にてお示しの所要額を適切に積み上げた総額を、移管路線において、現状の維持管理費については、「直轄道路の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ず」として、適切な財源措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」に旨記しているように、地方に移譲された直轄道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保すること前提に行うことである。 第1回目にてお示しの所要額を適切に積み上げた総額を、移管路線において、現状の維持管理費については、「直轄道路の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ず」として、適切な財源措置を講ずることとしている。 C 第2回目にてお示しの所要額を適切に積み上げた総額を、移管路線において、現状の維持管理費について、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」に旨記しているように、地方に移譲された直轄道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保すること前提に行うことである。 第1回目にてお示しの所要額を適切に積み上げた総額を、移管路線において、現状の維持管理費については、「直轄道路の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ず」として、適切な財源措置を講ずることとしている。 C 第3回目にてお示しの所要額を適切に積み上げた総額を、移管路線において、現状の維持管理費について、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずることとしている。
769	直轄道路・河川の維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインfra整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び市町村がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など、総合行政主体で各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地元住民の声を幅広く聞きながら、従来の既存行政にとらわれない、より地域社会に応じた総合的な政策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されづらいが、地域住民の意見を実施することで、地域住民議会の関心やチェック機能も充実する。その反映を反映しやすいものとなるとともに、許認可による事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるため、直轄国道・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第13条、河川法第9条	内閣府、国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を行なった上で、昨年12月閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に関する財源措置について、従前から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されなければならないこと、許認可による直轄事業者負担額が廃止されない限りは、その費用を反映して支拂うとともに、許認可による事業者の負担率が高くなる。 C 従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を行なった上で、昨年12月閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に関する財源措置について、従前から地方道や二級河川等の維持管理費については地方交付税により措置されなければならないこと、許認可による直轄事業者負担額が廃止されない限りは、その費用を反映して支拂うとともに、許認可による事業者の負担率が高くなる。 C 従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。	
891	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とするところが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に関するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 一方で、地域再生事業に関しては、本邦においても重要課題として取り組んでおり、行政となるものが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移譲することが望ましい。	特定地域再生事業費補助金交付要綱	内閣府	埼玉県	C 対応不可	「空飛ぶ補助金」の定義については、必ずしも明確ではないと考えが、特定地域再生事業費補助金は、少子高齢化への対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題(特定政策課題)の解決に対する対応や農業の高度農業化、エコツクワの推進などであり、事業説明資料には補助事業の対象として「複数施設の統合化、既存施設の改修、コミュニティバスの購入、長期専門家の派遣、高齢者、女性の就業支援、複数化・マルチ人材育成支援、エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等、材の育成支援」が例示されている。 これは農業の課題として各地域が既に同様の事業に取り組んでいたり検討しているもののが少なくなく、国が全国的な視点から採択しなくては、都道府県単位で地域の実情に合わせて採択の判断をすれば良い現状である。全国に普及させることにしても、各都道府県で各都道府県の政策を広く情報発信することで、優良事例は自ずと全国に広がっていく。 また、本邦の少子高齢化の特徴として高齢化の進展が急速であるということが挙げられるが、本邦ではこれに対応するため「健康長寿埼玉プロジェクト」を実施している。現在、7市を対象にモデル事業を実施しており、財政支援も行っている。一方で、本事業を活用して健生きづくり等の計画策定事業を実施した市もあるなど国と地方での各種の事業を行っているケースがある。 都道府県は地域の実情に精通した総合行政主体であり、福祉・保健医療・産業振興・まちづくり・地域交通改善・環境など様々な地域の課題(市町村や住民・企業等)と連携して取り組んでいる。本事業に対するような特定政策課題は、地域が政策を総動員して取り組むことが不可欠であるからこそ、幅広い施策との連携がしやすく、より効果的に事業を実施することができる都道府県に一元化すべきである。	本事業は、全国の地域に共通する特定政策課題に対応する事業が対象となっているが、課題は全国共通であっても、解決方法は地域の人の・物的資源等の状況を含む地域の実情に応じて異なる。 そのため、各都道府県で取り組むべき事業は、その実情に応じて異なる。 特定期間における自治体が取り入れやすいものとしていくことが必要である。 特定地域再生事業費補助金に対する対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題(特定政策課題)の解決に対する対応や農業の高度農業化、エコツクワの推進などであり、事業説明資料には補助事業の対象として「複数施設の統合化、既存施設の改修、コミュニティバスの購入、長期専門家の派遣、高齢者、女性の就業支援、複数化・マルチ人材育成支援、エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等、材の育成支援」が例示されている。 これは農業の課題として各地域が既に同様の事業に取り組んでいたり検討しているもののが少なくなく、国が全国的な視点から採択しなくては、都道府県単位で地域の実情に合わせて採択の判断をすれば良い現状である。全国に普及させることにしても、各都道府県で各都道府県の政策を広く情報発信することで、優良事例は自ずと全国に広がっていく。 また、本邦の少子高齢化の特徴として高齢化の進展が急速であるということが挙げられるが、本邦ではこれに対応するため「健康長寿埼玉プロジェクト」を実施している。現在、7市を対象にモデル事業を実施しており、財政支援も行っている。一方で、本事業を活用して健生きづくり等の計画策定事業を実施した市もあるなど国と地方での各種の事業を行っているケースがある。 都道府県は地域の実情に精通した総合行政主体であり、福祉・保健医療・産業振興・まちづくり・地域交通改善・環境など様々な地域の課題(市町村や住民・企業等)と連携して取り組んでいる。本事業に対するような特定政策課題は、地域が政策を総動員して取り組むことが不可欠であるからこそ、幅広い施策との連携がしやすく、より効果的に事業を実施することができる都道府県に一元化すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政費に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとしているところ。	直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた措置を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国連について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ。現在、その維持管理費の扱いについて、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。	
768	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置すること。	【全国市長会】 直轄道路の権限移譲に向け、都道府県単位の個別協議が行われているが、権限移譲に伴う財政措置については移譲受け入れの前提であることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、財政措置について確実に実現することはもとより、個別協議における各都道府県の意向を踏まえた抜粋を含め、所要の法整備を行った上で確実に措置を講じるべきである。 【都道府県】 直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置すること。	都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全性、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。	D 現行規定により対応可能	昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとして、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の提出に計上し、地方負担相当額について、適切に対応する」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	
891	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定期の再生事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。	C 対応不可	当該事業の目的は、全国の地域に共通する特定政策課題の解決に向け、自主的に取り組む先進的な地域を重点的かつ統合的に支援し、それらの事例をモデルケースとして全国に普及させることであって、これらのモデルケースの採択にあたっては、地域が属する都道府県単位でのバランス等を必ずしも考慮する必要がないことなどから、あらかじめ都道府県ごとに補助金を配分することは適当ではないと考える。 また、当該事業については、都道府県単位あるいは複数の自治体単位での補助金申請が可能であることから、青森県の「健康長寿社会プロジェクト」など、各都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図ることは、現行制度においても十分に可能である。 一方で、当該事業と都道府県による取組との連携に資する観点から、市町村が当該補助金を申請した段階で、当座から都道府県に情報提供をすると旨を募集要領に盛り込む等、幅広い施策との連携ができるように対応を検討していただきたい。	